

付 属 資 料

第 1 章 産業連関表とは

産業連関表の取引基本表は下図の形をしている。産業連関表は狭義にはこの一表のみを指し、投入係数表、逆行列係数表などの諸表（計数表 2～8）は、これを基に数学的に変形して作成したものである。

ここでは、産業連関表の見方と諸表の算出の方法を概観する。

1. 産業連関表取引基本表（計数表 1）

現代社会においては単独で経済活動を行うことは困難であり、個人間、産業間、都道府県・国家間等で経済取引が活発に行われている。たとえば、生産過程では、部品・原材料の購入、エネルギーの使用、労働者の雇用等が行われ、また、販売に当たっては運輸や商業を通じることが多い。

産業連関表は、このような財やサービスの取引関係を一つの表にまとめたものである。

なお、産業連関表は通常、多くの部門が設定されているが、以下では説明の単純化のために少ない部門で説明する。

産業連関表の構成

生産物の販路構成（産出） →

需要部門		中間需要			最終需要					（控除） 移入・輸入・ 移出	府内 生産額	
		1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	32 分 類 不 明	内 生 部 門 計 A	家 計 外 消 費 支 出	府 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増	移 出 輸 出 B			最 終 需 要 計 B
原材料等の中間投入及び粗付加価値の構成（投入） ↓	中間投入	1 農 業	2 林 業	32 水 産 業	内 生 部 門	家 計 外 消 費 支 出	府 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増	移 出 輸 出 B	最 終 需 要 計 B	移 入 輸 入 C	A + B - C
		1 農 業	2 林 業	32 水 産 業								
		1 農 業	2 林 業	32 水 産 業								
	粗付加価値	粗付加価値部門				家 計 外 消 費 支 出	府 内 総 固 定 資 本 形 成	在 庫 純 増	移 出 輸 出 B	最 終 需 要 計 B	移 入 輸 入 C	A + B - C
	粗付加価値部門計 E	粗付加価値部門計 E										
	府内生産額 D+E	府内生産額 D+E										

（注）「中間投入」「中間需要」の部門番号は32部門表のもの。

表1 産業連関表 (単位：億円)

	農 業	工 業	最終需要	生産額
農 業	20	40	40	100
工 業	30	50	120	200
賃 金	40	50		
利 潤	10	60		
生産額	100	200		

産業連関表は縦と横との2方向からみることができる。

縦方向は、各産業がそれぞれの財・サービスを生産するのに要した原材料(中間投入)、賃金・利潤(付加価値)などをどこから入手したかを示している(どこからの関係=投入)。表1で、農業の縦方向の数字は、100億円の生産をするために原材料として同じ農業部門から20億円、工業部門から30億円分購入するとともに、賃金が40億円、利潤が10億円であったことを示している。

横方向は、各産業がそれぞれの財・サービスをどこに販売したかを示している(どこへの関係=産出)。なお、表の性質上、縦(投入)の合計と横(産出)の合計は一致する。

2. 投入係数表(計数表2)

(1)投入係数表とは

投入係数とは「ある産業で一単位の生産物を生産するのに必要な諸部門からの投入量」をあらわしたものである。投入係数表は、基本表のそれぞれの部門を縦方向にみて、各々の投入額をその列合計(生産額)で割ることにより求められる(表2)。

表2 投入係数表

	農 業	工 業
農 業	0.20	0.20
工 業	0.30	0.25
賃 金	0.40	0.25
利 潤	0.10	0.30
生産額	1.00	1.00

(2)産業連関表を投入係数であらわす

投入係数表は、係数そのものをみて投入構造の分析を行うという用途の他に、「産業連関表を投入係数であらわす」ために用いられることが多い。投入係数を用いることで、行列を利用して数学的な処理を行うことが容易になるからである。これについて以下で説明する。

まず、内生部門、賃金、利潤の投入係数をそれぞれ a 、 w 、 π として記号化する。(表2')

次に、生産額を X 、最終需要を F とし、表2'の投入係数を用いると、産業連関表は表3のようにあらわされる。

表2' 投入係数表(記号化)

	農 業	工 業
農 業	a_{11}	a_{12}
工 業	a_{21}	a_{22}
賃 金	w_1	w_2
利 潤	r_1	r_2
生産額	1.00	1.00

表3 投入係数を用いてあらわした産業連関表(記号化)

	農 業	工 業	最終需要	生産額
農 業	$a_{11}X_1$	$a_{12}X_2$	F_1	X_1
工 業	$a_{21}X_1$	$a_{22}X_2$	F_2	X_2
賃 金	$w_1 X_1$	$w_2 X_2$		
利 潤	$r_1 X_1$	$r_2 X_2$		
生産額	X_1	X_2		

3. 逆行列係数表(計数表3)

(1) 逆行列係数表とは

水面に小石を投げたとき、その小石を中心として波紋が広がるように、経済活動においても、あるところで発生した新たな需要は次々と他の部門での需要をよび起こす。逆行列係数表とは、このようにある部門に最終需要が1単位生じた場合に各部門の生産額が何単位誘発されるかを示す係数であり、逆行列係数に最終需要額を乗じると生産誘発額を求めることができる。

逆行列係数は、表3を次のように数学的に処理することにより求めることができる。

まず、表3の 部分を数式であらわすと次のようになる。

$$a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 = X_1$$

$$a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 = X_2$$

さらに、これを数学的概念である「行列」を用いて表すと次のようになる。

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A, \quad \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X, \quad \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F$$

と置き換える。

$$AX + F = X \quad \dots\dots\dots$$

$$X - AX = F$$

$$(I - A)X = F$$

$$X = (I - A)^{-1}F \quad \dots\dots\dots$$

X : 生産額、I : 単位行列、A : 投入係数、F : 需要額。

' の $(I - A)^{-1}$ が逆行列係数である。

(2) 生産波及効果の計算

逆行列係数を用いて最終需要が農業部門で50億円、工業部門で80億円増えたときの生産波及効果を計算してみる。

逆行列係数は、電子計算機で算出できる(部門数が少ない場合はパソコンの表計算ソフトでも可能)が、一般的には、計算結果が産業連関表に付属して公表されている場合が多い。ここでも、上の投入係数から逆行列係数を計算した結果のみを示すと、

$$(I - A)^{-1} = \begin{bmatrix} 1.39 & 0.37 \\ 0.56 & 1.48 \end{bmatrix}$$

である。

この逆行列係数と増加した最終需要額50億円、80億円を ' に代入すると、

$$\begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 1.39 & 0.37 \\ 0.56 & 1.48 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 50 \\ 80 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 1.39 \times 50 + 0.37 \times 80 \\ 0.56 \times 50 + 1.48 \times 80 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 99.1 \\ 146.4 \end{bmatrix}$$

よって、最終需要額が農業部門で50億円、工業部門で80億円増えれば、農業部門で99.1億円、工業部門で146.4億円生産額が増加することになる。

(注)これは移輸出・入を考慮に入れず、直接効果と一次波及効果のみの考え方である。移輸出・入、二次波及効果を含めた考え方については、次項及び「第2章 産業連関表の利用例」を参照のこと。

(3) $(I - A)^{-1}$ 型と $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型

これまで説明してきた $(I - A)^{-1}$ 型の逆行列係数は、移輸出・入を考えない単純なモデルに基づいているが、現実の経済ではこれを考慮する必要がある。

輸入を産業連関表でどう取り扱うかについては、基本的には、

非競争輸入型表:国産品と輸入品を混みにして取り扱った表

競争輸入型表:国産品と輸入品を区分して取り扱った表

の2種類の方式がある。実際の利用では、投入係数が安定し、将来推計等が容易な競争輸入型表がよく利用され、大阪府表もこの型である。

表4 競争輸入型の産業連関表

	農 業	工 業	府内最終 需 要	輸 出	輸 入 (控 除)	生産額
農 業	$a_{11}X_1$	$a_{12}X_2$	F_1	E_1	$-M_1$	X_1
工 業	$a_{21}X_1$	$a_{22}X_2$	F_2	E_2	$-M_2$	X_2
賃 金	$w_1 X_1$	$w_2 X_2$				
利 潤	$_1 X_1$	$_2 X_2$				
生産額	X_1	X_2				

以下では、競争輸入型表をベースに、最も一般的であり大阪府産業連関表でも使用している $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数の算出方法を紹介する。

式 $AX + F = X$ を移輸出・入を考慮した式に直すと、

$$AX + F + E - M = X \dots\dots\dots$$

ただし、E:移輸出、M:移輸入。

次に、移輸入について2つの前提を置く。

- ・移輸入は、府内需要(移輸出を含まない)によって発生する。すなわち、移輸出をするために移輸入を行うという、中継貿易のような移輸入は想定しない。
- ・移輸入率(移輸入/府内需要(移輸出を含まない))は一定である。

これを数式であらわすと、

$$M = \hat{M} (AX + F) \dots\dots\dots$$

ただし、 \hat{M} :移輸入率の対角行列。従って後出の $(I - \hat{M})$ は府内自給率の対角行列。

を に代入し整理する。

$$AX + F + E - \hat{M} (AX + F) = X \dots\dots\dots$$

$$X - AX + \hat{M}AX = F - \hat{M}F + E$$

$$[I - (I - \hat{M})A]X = (I - \hat{M})F + E$$

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1} [(I - \hat{M})F + E] \dots\dots\dots$$

この $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ が逆行列係数である。大阪府産業連関表の逆行列係数は、 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型であるので、府の逆行列係数表を用いた波及効果計算に当たっては、式

を用いることになる。

(4) 影響力係数と感応度係数

逆行列係数表には、影響力係数と感応度係数が掲載されている。

影響力係数は、逆行列係数表の各列の列和を列和の平均値で割ったものである。この係数が大きいほど、その産業部門に需要が発生したときに産業全体に与える生産波及の影響が強いことをあらわす。

感応度係数は、逆行列係数表の各行の行和を行和の平均値で割ったものである。この係数が大きいほど、全部門に均等に需要が発生したときに、その部門の生産が他の部門に比べて強い影響を受けることをあらわす。

(注)「列和」は縦方向の合計。「行和」は横方向の合計。

4. その他の表の算出方法

ここでは、計数表 4～9 の諸表の算出方法と利用例を示す。なお、文中の部門番号は 32 部門での番号である。

(1) 最終需要項目別生産誘発額 (計数表 4 - a)

〔使う表〕取引基本表 (計数表 1)、自給率・移輸入率 (計数表 8)、逆行列係数表 (計数表 3)

〔方法〕取引基本表の「34 家計外消費支出」～「39 在庫純増」の数値に自給率表の「自給率」を乗じる。「42 輸出」「43 移出」はそのままの数値とする。

逆行列係数表に の数値を行列計算で乗じる。

〔利用例〕府内生産額が、どの需要項目によって誘発されているかを分析する。(第 5 章 3 の(1)参照)

(2) 最終需要項目別生産誘発係数 (計数表 4 - b)

〔使う表〕取引基本表 (計数表 1)、最終需要項目別生産誘発額 (計数表 4 - a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額を、それを誘発した当該最終需要項目の総額 (取引基本表の第 33 行) で割る。

〔利用例〕例えば「100 億円の民間消費支出発生によって生じる生産への波及効果はどの程度か」のように、最終需要項目別の需要発生額がわかっている場合、その生産波及効果を求める。なお、この係数は「需要構造が平成 7 年と同じ」と仮定して算出したものである。(付属資料第 2 章参照)

(3) 最終需要項目別生産誘発依存度 (計数表 4 - c)

〔使う表〕最終需要項目別生産誘発額 (計数表 4 - a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額を各行の行和 (右端の「合計」欄) で割る。

〔利用例〕内生部門の各部門の生産額が、どの需要項目によって誘発されているかの依存割合をみる。

(4) 最終需要項目別粗付加価値誘発額 (計数表 5 - a)

〔使う表〕投入係数表 (計数表 2)、最終需要項目別生産誘発額 (計数表 4 - a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額に投入係数表の「51 粗付加価値部門計」の係数を乗じる。

〔利用例〕粗付加価値が、どの需要項目によって誘発されているかを分析する。(第 5 章 3 の(2)参照)

(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数 (計数表 5 - b)、同誘発依存度 (計数表 5 - c)

計算方法等については、計数表 4 - b、4 - c と同様である。

(6)最終需要項目別移輸入誘発額（計数表 6 - a）

〔使う表〕取引基本表（計数表 1）、投入係数表（計数表 2）、最終需要項目別生産誘発額（計数表 4 - a）、自給率・移輸入率（計数表 8）

〔方法〕下記の と の額を求め合計する。

最終需要部門での移輸入誘発額

- ・ 内生部門の投入係数（行列ともに「01 農林水産業」～「32 分類不明」）に移輸入率を乗じて移輸入品投入係数を求める。
- ・ 移輸入品投入係数に最終需要項目別生産誘発額（「34 家計外消費支出」～「43 移出」）を行列で乗じる。

最終需要部門で需要される移輸入品の額

移輸出を除く最終需要項目別の需要額（「34 家計外消費支出」～「39 在庫純増」）に移輸入率を乗じる。

〔利用例〕移輸入がどの需要項目によって誘発されているかを分析する。（第 5 章 3 の(3)参照）

(7)最終需要項目別移輸入誘発係数（計数表 6 - b）、同誘発依存度（計数表 6 - c）

計算方法等については、計数表 4 - b、4 - cと同様である。

(8)最終需要項目別労働力誘発量（計数表 7 - a）

〔使う表〕最終需要項目別生産誘発額（計数表 4 - a）、労働力係数（計数表 9）

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額に労働力係数を乗じる。

〔利用例〕労働力がどの需要項目によって誘発されているかを分析する。（第 5 章 3 の(4)参照）

(9)最終需要項目別労働力誘発係数（計数表 7 - b）、同誘発依存度（計数表 7 - c）

計算方法等については、計数表 4 - b、4 - cと同様である。

(10)自給率・移輸入率（計数表 8）

〔使う表〕取引基本表（計数表 1）

〔方法〕 移輸入率は、「49 輸入計」と「50 移入」を合計したものを、「41 府内需要合計」で割る。

自給率は、1 - 移輸入率。

〔利用例〕移輸入率や自給率そのものをみる他、経済波及効果の分析等において、府内での需要発生分を算出するために使用する。（付属資料第 2 章参照）

(11)労働力係数（計数表 9）

〔使う表〕取引基本表（計数表 1）、平成 3 年・8 年事業所・企業統計調査、平成 7 年国勢調査、平成 7 年工業統計調査

〔方法〕事業所・企業統計調査等により推計した従業者数を取引基本表の「52 府内生産額」で割る。

〔利用例〕府内での生産によって、どの程度の労働力（雇用者）が発生するかをみる。（付属資料第 2 章参照）

第2章 産業連関表の利用例

平成7年大阪府産業連関表を利用し経済波及効果を計算する方法の一例を紹介する。

大阪府内で企業の設備投資等により新たに一般機械に500億円、電気機械に300億円、精密機械に200億円の需要が発生したとすれば、府内で誘発される生産額、粗付加価値額、労働力はどの程度か。

一般に波及効果の計算に当たっては、まず、どの部門数の産業連関表を使用するかの検討が必要である。平成7年大阪府産業連関表では32部門表と93部門表が公表されており、一般的には、詳細な分析のためには93部門表の使用が適当である。ただし、この例の一般機械、電気機械、精密機械は32部門表の分類で対応可能であるので、以下では32部門表を使用する。

1. 直接効果と一次波及効果

(1) 府内で発生する需要額

発生した需要は、その全額が府内の生産でまかなわれるわけではなく、一部は府外の生産でまかなわれる。このため需要発生額に自給率を乗じることにより府内分を計算する。

府内需要発生額 (億円)		需要発生額 (億円)	自給率 (計数表8)
01 農林水産業	0.0	0.0	0.058326
02 鉱業	0.0	0.0	0.133626
03 食料品	0.0	0.0	0.185689
04 繊維製品	0.0	0.0	0.223517
05 パルプ・紙・木製品	0.0	0.0	0.191251
06 化学製品	0.0	0.0	0.316533
07 石油・石炭製品	0.0	0.0	0.315248
08 窯業・土石製品	0.0	0.0	0.297754
09 鉄鋼	0.0	0.0	0.328640
10 非鉄金属	0.0	0.0	0.157071
11 金属製品	0.0	0.0	0.488543
12 一般機械	171.6	500.0	0.343214
13 電気機械	86.1	300.0	0.287129
14 輸送機械	0.0	0.0	0.190483
15 精密機械	29.5	200.0	0.147738
16 その他の製造工業製品	0.0	0.0	0.308644
17 建設	0.0	0.0	1.000000
18 電力・ガス・熱供給	0.0	0.0	0.738096
19 水道・廃棄物処理	0.0	0.0	0.971277
20 商業	0.0	0.0	0.840076
21 金融・保険	0.0	0.0	0.919966
22 不動産	0.0	0.0	0.908288
23 運輸	0.0	0.0	0.718630
24 通信・放送	0.0	0.0	0.911203
25 公務	0.0	0.0	0.997193
26 教育・研究	0.0	0.0	0.836316
27 医療・保健・社会保障	0.0	0.0	0.988523
28 その他の公共サービス	0.0	0.0	0.878665
29 対事業所サービス	0.0	0.0	0.915825
30 対個人サービス	0.0	0.0	0.877929
31 事務用品	0.0	0.0	0.869275
32 分類不明	0.0	0.0	0.417944
全部門合計	287.3		

(2)直接効果と一次波及効果

(1)の結果（一般機械172億円、電気機械86億円、精密機械30億円）に、それぞれの部門ごとの逆行列係数を乗じ、次に、その合計額を算出する。これが、生産誘発額の直接効果及び一次波及効果分に当たる。

なお、産業連関表は生産者価格で表示されており、投資による需要発生額のうちマージン額に相当する部分は商業や運輸の需要とすべきであるが、この例では省略する。

直接効果と一次波及効果 (生産誘発額) (億円)		一般機械の府 内需要発生額 172億円 × 逆行列係数	電気機械の府 内需要発生額 86億円 × 逆行列係数	精密機械の府 内需要発生額 30億円 × 逆行列係数
01 農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0
02 鉱業	0.1	0.0	0.0	0.0
03 食料品	0.0	0.0	0.0	0.0
04 繊維製品	0.1	0.0	0.0	0.0
05 パルプ・紙・木製品	0.7	0.3	0.3	0.1
06 化学製品	1.1	0.3	0.5	0.3
07 石油・石炭製品	0.7	0.5	0.2	0.1
08 窯業・土石製品	1.0	0.2	0.6	0.3
09 鉄鋼	7.3	6.4	0.8	0.2
10 非鉄金属	1.4	0.7	0.6	0.2
11 金属製品	4.9	2.9	1.6	0.4
12 一般機械	180.4	179.7	0.5	0.2
13 電気機械	97.7	3.4	93.5	0.9
14 輸送機械	0.1	0.1	0.0	0.0
15 精密機械	30.1	0.0	0.0	30.0
16 その他の製造工業製品	3.5	1.6	1.5	0.4
17 建設	1.0	0.6	0.3	0.1
18 電力・ガス・熱供給	2.8	1.7	0.8	0.3
19 水道・廃棄物処理	0.8	0.5	0.3	0.1
20 商業	15.5	8.6	5.2	1.7
21 金融・保険	8.2	5.2	2.0	1.1
22 不動産	3.5	2.3	0.9	0.3
23 運輸	10.7	6.7	3.0	1.0
24 通信・放送	2.3	1.4	0.7	0.3
25 公務	0.1	0.1	0.0	0.0
26 教育・研究	8.2	5.0	2.2	1.0
27 医療・保健・社会保障	0.0	0.0	0.0	0.0
28 その他の公共サービス	0.3	0.2	0.1	0.0
29 対事業所サービス	15.5	9.5	4.6	1.4
30 対個人サービス	0.4	0.2	0.1	0.0
31 事務用品	0.7	0.4	0.2	0.1
32 分類不明	1.6	1.1	0.4	0.1
全部門合計	400.7	239.3	120.8	40.6

(注)逆行列係数は、計数表3参照。

(3) 誘発粗付加価値額および誘発労働力

(2)で算出した生産誘発額にそれぞれ粗付加価値率、労働力係数を乗じ、誘発される粗付加価値額及び誘発労働力を計算する。

	誘発粗付加価値額	誘発労働力		生産誘発額	粗付加価値率 (粗付加価値の 投入係数)	労働力係数
	(億円)	(人)		(億円)	(計数表2)	(計数表9)
01 農林水産業	0.0	0.1		0.0	0.610457	0.318129
02 鉱業	0.0	0.1		0.1	0.515348	0.015794
03 食料品	0.0	0.1		0.0	0.382195	0.046298
04 繊維製品	0.0	1.2		0.1	0.422588	0.121792
05 パルプ・紙・木製品	0.3	4.1		0.7	0.387244	0.062118
06 化学製品	0.4	3.6		1.1	0.349918	0.031695
07 石油・石炭製品	0.3	0.3		0.7	0.426890	0.004935
08 窯業・土石製品	0.4	6.5		1.0	0.417216	0.067532
09 鉄鋼	2.3	15.0		7.3	0.310285	0.020419
10 非鉄金属	0.4	8.3		1.4	0.294448	0.057924
11 金属製品	2.3	33.1		4.9	0.464188	0.067225
12 一般機械	78.0	1025.3		180.4	0.432129	0.056832
13 電気機械	33.9	402.8		97.7	0.346509	0.041204
14 輸送機械	0.0	0.4		0.1	0.350492	0.045173
15 精密機械	11.8	286.8		30.1	0.391003	0.095392
16 その他の製造工業製品	1.6	24.1	=	3.5	0.463583	0.069309
17 建設	0.4	8.2		1.0	0.459136	0.086218
18 電力・ガス・熱供給	1.5	3.4		2.8	0.539968	0.011933
19 水道・廃棄物処理	0.5	4.0		0.8	0.669990	0.048336
20 商業	11.0	159.3		15.5	0.708202	0.102632
21 金融・保険	5.6	40.6		8.2	0.685183	0.049310
22 不動産	3.0	9.3		3.5	0.859196	0.026594
23 運輸	5.6	83.3		10.7	0.526837	0.077972
24 通信・放送	1.6	8.8		2.3	0.686953	0.038341
25 公務	0.1	0.8		0.1	0.701328	0.071038
26 教育・研究	6.4	58.6		8.2	0.787227	0.071523
27 医療・保健・社会保障	0.0	0.0		0.0	0.572139	0.097671
28 その他の公共サービス	0.2	4.5		0.3	0.659398	0.150000
29 対事業所サービス	9.2	102.6		15.5	0.592714	0.066301
30 対個人サービス	0.2	6.6		0.4	0.567054	0.157945
31 事務用品	0.0	0.0		0.7	0.000000	0.000000
32 分類不明	0.9	0.0		1.6	0.538345	0.000000
全 部 門 合 計	178.0	2301.5				

(注) 労働力係数は百万円当りの係数

ここで、直接効果と一次波及効果をまとめると次のとおりである。

経済波及効果（直接効果及び一次波及効果分）

生産誘発額	4 0 1 億円
誘発粗付加価値額	1 7 8 億円
誘発労働力	2 3 0 1 人

2. 二次波及効果

(1) 考え方

1で計算した直接効果及び一次波及効果により生じた雇用者所得の一部は、消費に転換すると考えられ、その消費がさらに府内生産を誘発することが予想される。

なお、自営業者の所得は「営業余剰」に含まれているなど、新たに発生する消費額を計算するためには雇用者所得のみの計算では十分ではないが、ここでは省略する。

(2) 雇用者所得の算出

直接効果及び一次波及効果により生じた雇用者所得を算出するために、各部門の生産誘発額に雇用者所得の投入係数を乗じる。

誘発された生産額から生じた雇用者所得 (億円)		直接効果と 一次波及効果 (億円)	雇用者所得の 投入係数 (計数表2)
01 農林水産業	0.0	0.0	0.136662
02 鉱業	0.0	0.1	0.183322
03 食料品	0.0	0.0	0.163802
04 繊維製品	0.0	0.1	0.277860
05 パルプ・紙・木製品	0.1	0.7	0.208815
06 化学製品	0.1	1.1	0.128239
07 石油・石炭製品	0.0	0.7	0.022943
08 窯業・土石製品	0.2	1.0	0.205301
09 鉄鋼	1.1	7.3	0.156241
10 非鉄金属	0.2	1.4	0.138514
11 金属製品	1.4	4.9	0.276290
12 一般機械	43.6	180.4	0.241845
13 電気機械	17.8	97.7	0.182298
14 輸送機械	0.0	0.1	0.214054
15 精密機械	7.5	30.1	0.249378
16 その他の製造工業製品	0.9	3.5	0.268099
17 建設	0.3	1.0	0.329991
18 電力・ガス・熱供給	0.4	2.8	0.140235
19 水道・廃棄物処理	0.3	0.8	0.328817
20 商業	7.5	15.5	0.481617
21 金融・保険	3.1	8.2	0.378548
22 不動産	0.2	3.5	0.068854
23 運輸	3.5	10.7	0.323342
24 通信・放送	0.8	2.3	0.339064
25 公務	0.1	0.1	0.652626
26 教育・研究	5.6	8.2	0.689244
27 医療・保健・社会保障	0.0	0.0	0.455679
28 その他の公共サービス	0.2	0.3	0.536691
29 対事業所サービス	4.9	15.5	0.313494
30 対個人サービス	0.1	0.4	0.304794
31 事務用品	0.0	0.7	0.000000
32 分類不明	0.0	1.6	0.027341
全 部 門 合 計	100.1		

(3) 新たに発生する民間消費支出

(2)で計算した雇用者所得の全額が消費にまわるわけではなく、一部分は消費にまわり一部分は貯蓄されると考えられる。所得のうち消費にまわる割合を家計調査の「平均消費性向」と同じと仮定し、この率を乗じて新たに発生する民間消費支出を計算する。

$$\begin{array}{l}
 \text{新たに発生する} \\
 \text{民間消費支出額} \\
 73 \text{ 億円}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{雇用者所得} \\
 100 \text{ 億円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{平均消費性向 (大阪府、平成7年平均)} \\
 0.73
 \end{array}$$

(4) 二次波及効果

消費支出額 73 億円がどの部門の消費に向かうかによって、発生する生産額は変わってくる。消費構造がわかっている場合は民間消費支出額を部門ごとに割り振って波及効果を計算するのが望ましいが、消費構造が明らかでない場合や簡便な計算を行う場合には、平成 7 年の民間消費支出の構造と同じであると仮定して計算する。

この例では簡便な方法を取り、消費支出額に最終需要項目別生産誘発係数の民間消費支出欄を乗じる。

二次波及効果(生産誘発額) (億円)			最終需要項目別生産誘 発係数(民間消費支出欄) (計数表 4 - b)
01 農林水産業	0		0.001433
02 鉱業	0.0		0.000344
03 食料品	1.5		0.020204
04 繊維製品	0.5		0.006485
05 パルプ・紙・木製品	0.2		0.002260
06 化学製品	0.4		0.005874
07 石油・石炭製品	0.4		0.005091
08 窯業・土石製品	0.1		0.000886
09 鉄鋼	0.0		0.000486
10 非鉄金属	0.0		0.000216
11 金属製品	0.2		0.002543
12 一般機械	0.0		0.000619
13 電気機械	0.5		0.006955
14 輸送機械	0.3		0.004087
15 精密機械	0.0		0.000517
16 その他の製造工業製品	0.8		0.010957
17 建設	0.8	= 新たに発生する	0.011411
18 電力・ガス・熱供給	1.9	民間消費支出 ×	0.025844
19 水道・廃棄物処理	0.8	73億円	0.011318
20 商業	18.7		0.256211
21 金融・保険	4.8		0.065509
22 不動産	11.2		0.152480
23 運輸	4.1		0.055930
24 通信・放送	2.0		0.027110
25 公務	0.2		0.002293
26 教育・研究	1.8		0.024225
27 医療・保健・社会保障	2.1		0.028797
28 その他の公共サービス	0.8		0.011316
29 対事業所サービス	4.2		0.057007
30 対個人サービス	10.4		0.142181
31 事務用品	0.2		0.002363
32 分類不明	0.2		0.002597
全 部 門 合 計	69.2		0.945549

(5) 誘発粗付加価値額および誘発労働力

1 の(3)での計算と同様の方法で、二次波及効果によって生じる生産額 69 億円をもとに誘発粗付加価値額、誘発労働力を計算する。計算結果の全部門合計のみを次に示す。

経済波及効果（二次波及効果）	
生産誘発額	69 億円
誘発粗付加価値額	45 億円
誘発労働力	360 人

3. 経済効果

2の計算を繰り返すことにより、三次波及、さらに四次波及と新たに発生する生産額が0に収束するまで計算が可能であるが、二次波及まで計算するのが一般的である。

これまで計算してきた直接効果及び一次波及効果(1の(2)、(3))と二次波及効果(2の(4)、(5))を産業部門別に合計すると次表のとおりである。

	生産誘発額 (億円)	粗付加価値 誘発額 (億円)	誘発労働力 (人)
01 農林水産業	0	0	2
02 鉱業	0.1	0.0	0.1
03 食料品	1.5	0.6	2.7
04 繊維製品	0.6	0.2	3.6
05 パルプ・紙・木製品	0.8	0.3	4.5
06 化学製品	1.6	0.5	4.1
07 石油・石炭製品	1.1	0.4	0.4
08 窯業・土石製品	1.0	0.4	6.7
09 鉄鋼	7.4	2.3	15.0
10 非鉄金属	1.5	0.4	8.3
11 金属製品	5.1	2.4	33.7
12 一般機械	180.4	78.0	1025.4
13 電気機械	98.3	34.0	403.5
14 輸送機械	0.4	0.1	0.9
15 精密機械	30.1	11.8	286.9
16 その他の製造工業製品	4.3	2.0	26.7
17 建設	1.8	0.8	11.5
18 電力・ガス・熱供給	4.7	2.5	4.6
19 水道・廃棄物処理	1.6	1.1	6.6
20 商業	34.3	24.3	295.5
21 金融・保険	13.0	8.9	56.7
22 不動産	14.6	12.6	34.8
23 運輸	14.8	7.8	100.1
24 通信・放送	4.3	2.9	14.0
25 公務	0.3	0.2	1.7
26 教育・研究	10.0	7.8	68.6
27 医療・保健・社会保障	2.1	1.2	11.8
28 その他の公共サービス	1.1	0.7	12.7
29 対事業所サービス	19.6	11.6	119.0
30 対個人サービス	10.8	6.1	99.8
31 事務用品	0.9	0.0	0.0
32 分類不明	1.8	1.0	0.0
全 部 門 合 計	469.9	223.4	2661.8

二次波及効果までの生産額、粗付加価値額、労働力の経済波及効果の合計は、次のとおりである。

経済波及効果（直接・一次・二次波及効果合計）	
生産誘発額	470億円
誘発粗付加価値額	223億円
誘発労働力	2661人

4. 留意点

以上紹介した方法は波及効果計算の一例であり、さらに精緻な方法があり得る。また、産業連関分析には次の限界があることに留意する必要がある。

- ・ 例の中でも触れているように、前提条件や仮定の置き方はさまざまであり、それによって結果は大きく異なること。
- ・ 産業連関分析は、生産波及効果にまつわる経済効果を対象としているが、それ以外の効果は対象としていないこと。例えば、公共事業の波及効果の場合は、建設に伴う経済効果は対象としているが、施設完成後の利便性や経済効果は対象としていない。
- ・ 平成7年産業連関表は平成7年の経済構造を表したものである。大きな技術的变化がない限り投入・産出構造は安定的といわれているものの、分析時点の経済構造とは完全には一致しないこと。
- ・ 分析結果は、平成7年の価格で表示されていること。よって、厳密には、分析時点の価格を一旦7年にデフレートし、算出された経済効果を分析時点の価格にインフレートすることが必要である。
- ・ 現実の経済において、需要が生じた産業部門に過剰な在庫があり生産増ではなく在庫削減で対応した場合には、需要が生産に結びつかないため、生産波及がそこで中断してしまうこと。
- ・ 現実の経済において、需要が生じた産業部門に需要に応えるだけの生産余力がないと、波及がそこで中断したり移輸入に依存するなど府内の生産には結びつかないこと。
- ・ 誘発労働力は、労働力係数（労働者数を府内生産額で割ったもの）を基に計算しているが、現実の経済においては、生産額と労働力の間には比例関係が存在するとは限らないこと。また、残業で対応するなどの場合も、実際の雇用者数は増加しない。
- ・ 「生産が2倍になれば原材料等の投入量も2倍になる」という線形的な比例関係を仮定しており、「規模の経済性」は無視されていること。
- ・ 波及効果が起こるまでの所要時間は明確でないこと。

第3章 平成2年表からの主な変更点

平成7年大阪府産業連関表と前回基本表である平成2年表の間の主な変更点は次のとおりである。

1. 部門分類

(1) 部門設定の基本方針

作成の基礎となる基本分類は、全国表に合わせて519行×403列（前回527行×411列）とする。

公表部門は、32行×32列（前回と同じ）及び93行×93列（前回91行×91列）とする。

(2) 部門分類の改定

国の部門新設・分割・統合に合わせて改定する。大阪府の公表93部門表（統合中分類）に影響を与える改定は、次のとおり。

ア. 統合中分類

「026 医薬品」「073 貨物運送取扱」の新設

イ. 基本分類

『010 食料品』に含まれていた「原塩」「塩」を『022 無機化学基礎製品』に含めるようコードを変更。

『014 繊維工業製品』に含まれていた「ニット製品」の一部を分割し、『015 衣服・その他の繊維製品』中の「その他の衣服、身の回り品」又は新設の「ニット製衣服」に統合。

『044 一般産業機械』に含まれていた「ミシン・毛糸手編機械」を『045 特殊産業機械』中の「繊維機械」及び『046 その他の一般機器』中の「その他の一般機械器具及び部品」に統合。

『048 民生用電気機械』に含まれていた「磁気テープ・フレキシブルディスク」を『049 電子・通信機器』に含めるようコード変更するとともに、「磁気テープ・磁気ディスク」に名称変更。

『048 民生用電気機械』に含まれていた「ビデオ機器」及び『049 電子・通信機器』に含まれていた「電子計算機本体」の一部を分割し、『056 その他の製造工業製品』中の「情報記録物」に統合。

『050 重電機器』に含まれていた「電動機」の一部を分割し、『049 電子・通信機器』中の「その他の電子部品」に統合。

『069 道路輸送（除自家輸送）』に含まれていた「道路貨物輸送」の一部及び「通運」を『073 貨物運送取扱』に統合。

『071 水運』に含まれていた「外洋輸送」「沿海・内水面貨物輸送」の一部を分割し、『073 貨物運送取扱』に統合。

『072 航空輸送』に含まれていた「国際航空輸送」「国内航空貨物輸送」の一部を分割し『073 貨物運送取扱』に統合。

2. 消費税の扱い

消費税の納税額については、従来、粗付加価値部門の「営業余剰」に含めていたが、国の扱いに準じて「間接税」に含めるよう改める。

3.93 SNAへの対応

1993年に国際連合が25年ぶりに勧告した国民経済計算体系（System of National Accounts）に対応して、国の平成7年産業連関表で改定された部分については、大阪府産業連関表でも国に準じて改定する。

(1)消費概念の2元化

消費概念を「最終消費支出（誰が支払ったか）」と「現実最終消費（誰が便益を享受したか）」に2元化し、消費支出を2元的に把握できるようにする。

これに対応して、政府及び医療保険（国民健康保険等）の医療費給付分等を国の扱いに準じて、従来の「民間消費支出」から「一般政府消費支出」へ移す。

(2)対家計民間非営利サービス生産者の範囲

医療について、現行の診療報酬制度の下では、いかなる医療機関（主体）であっても同一価格により医療サービスを受けられることから、従来「対家計民間非営利サービス生産者」として取り扱ってきたサービスを「産業」扱いとするとともに、「政府サービス生産者」として取り扱ってきたサービスも「産業」扱いとする。

(3)動植物の育成成長分の取扱い

ア．1回だけ産出物を生産するもの

育林を除き原則として計上していなかった育成中の動植物の成長増加分を「仕掛品在庫」に計上する。ただし、肉用牛については、従来、製品在庫に計上していた未出荷（育成中を含む）のものを仕掛品在庫として計上するように変更する。

イ．複数回産出物を生産するもの（果樹、乳牛等）

従来、固定資本形成とされていたもののうち、専門的生産者が育成中の動植物の成長増加分を「仕掛品在庫」に計上する。

(4)民間転用可能な固定資本の取扱い

防衛庁の事務室で用いる事務機器等について、これまでの中間消費から固定資本形成に産出先を変更する。

(5)公的企業の範囲の見直し

政府による監督・所有関係の有無の判断基準等を明確化し、範囲の見直しを行う。

(6)無形固定資産の固定資本形成への計上

従来、中間消費扱いしていた受注ソフトウェア及び推計を行っていなかった鉱物探査については、固定資本形成として取り扱う。

第4章 平成7年大阪府産業連関表の基本フレーム

1. 表の基本的構造

表頭に中間需要部門、最終需要部門及び総産出額、表側に中間投入部門、粗付加価値部門及び総投入額を配したマトリックス形式となっている。府内需要に対する移輸入による供給については、最終需要部門に控除項目としての移輸入部門を設けて、一括控除の形で処理する競争移輸入型の地域内表とした。したがって、表の上では総産出額 = 総投入額 = 総生産額となる。

表は、原則として財・サービスを生産する生産活動単位 (activity base) の部門分類により作成されることから、商品(行)×商品(列)の投入産出表となり、93SNAのA表に相当する。

2. 対象期間

平成7年1月から12月に至る1年間の各取引を、原則として発生主義により記録する。

3. 分類

(1) 部門分類

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、同一事業所内で二つ以上の生産活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類する。

基本分類

519行×403列

統合分類

32行×32列及び93行×93列(全国表統合大分類、統集中分類に同じ)

生産額推計は基本分類で行ったが、統計諸表の推計作業は、186行×186列の全国表統合小分類で行い、公表は32行×32列及び93行×93列で行っている。

(2) 生産活動主体分類

各部門は、財・サービスの生産・供給主体により、次のとおり区分される。

産業(民間事業所・公的企業)

「産業」とは、原則として、利潤の獲得を目的として、市場において販売するための、財・サービス生産活動を行う事業所をいい、民間事業所がその中心となる。ただし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が回収できないような水準に設定されていたり、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」として取り扱う。

(ア) 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業又は団体に対して、営利を目的とせず、その能率あるいは収益力を高めるために、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している民間の研究機関や各種の経済団体で、運営資金については、関連する企業グループ又は団体からの負担金や会費により運営され、かつ、これらの負担金や会費がなされたサービスに対する支払いとして取り扱われるものをいう。

具体的には、商工会議所、経済団体連合会といったものがこれに該当する。

(イ) 公的企業

「公的企業」とは、原則として、以下のa又はbに該当するものをいう。

- a () 生産される財・サービスが、民間事業所において生産される財・サービスと同じ種類のものであって、その価格又は料金が供給される量又は質に比例しており、財・サービスの購入が購入者の自由意思に基づくこと、かつ、() 特殊法人であって、政府による監督・所有関係が存在すること。
- b 上記 () に該当する政府の一部の特別会計（地方公共団体では事業会計）も「公的企業」に属するものとして取り扱う。これには、印刷局や造幣局といった政府自身にサービスを提供するものや郵便事業のようにサービスの産出先が、政府だけでなく、広範囲にわたるようなものなどが含まれる。
- c 公園、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスについては、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されている場合は、この分野には含まず、「政府サービス生産者」のうちの「準公務」に分類する。
- d 旧3公社（日本国有鉄道・日本専売公社・日本電信電話公社）については、公共事業体を株式会社として民営化し、公的規制を最小限にとどめようとする行政改革の柱の一つとして扱われてきたものであり、政府による株式保有は、経営権の掌握を目的としたものではないと判断できるので、これらについては「民間事業所」として取り扱う。

(ウ) その他、産業として扱う活動等

- a それぞれの生産活動主体が所有する持家、給与住宅については、貸家と同様に居住者から家賃を受け取っているとみなして帰属計算を行い（帰属家賃）、「産業」（「住宅賃貸料」部門）として扱う。
- b 家計の自己消費に向けての財の生産（例えば、農家が自己消費用として農作物を生産する活動）は、「産業」として取り扱い、原則として推計の対象とする。

対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、営利を目的とせず、無償又は著しくコストに見合わない価格で、家計に対してサービスを提供する団体で、政府による監督を受けていないもの又は、政府から主たる資金供給が行われていないものをいう。

具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体といったものがこれに該当する。

政府サービス生産者（公務・準公務）

「政府サービス生産者」とは、政治的責任と経済的任務の遂行のため、無償又は、著しくコストに見合わない価格でサービスを提供する政府機関、あるいは、公共的機関をいい、下記の要件によって「公務」及び「準公務」に区分している。

〔公務〕

「産業」部門に類似のサービスを提供する部門や対応する部門がなく、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

〔準公務〕

「産業」部門に、類似のサービスを提供する部門があるが、社会的、公共的サービスの提供という見地から、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているようなサービスであるため、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によって提供されるようなサービス。

具体的には、公園、保健、教育、文化などの社会的・公共的サービスでその価格又は料金が

著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、本区分の名称は、平成2年表では「非公務」としていたが、「民間」を意味するとの誤解を招かないようにするため、平成7年表から「準公務」とする。

4. 価格評価

大阪府産業連関表は、実際価格評価による生産者価格表であり、輸入品についてはC I F 価格により評価した。

(1) 生産物の価格評価

個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については購入側の部門(列)と商業及び運輸部門(行)との交点に一括計上する。サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価した。

(2) 取引の価格評価

産業連関表に記述する個々の取引を各取引ごとの実際の価格で評価した。

(3) 輸出入品の価格評価

輸出品の価格は国内向けの財と同様に生産者価格により、輸入品の価格は国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F 価格により評価した。

5. 府内生産額 (Control Totals)

(1) 府内生産額の対象範囲

府内生産額の範囲は、大阪府域内の生産活動による財貨・サービスのすべてとした地域内概念であり、府外の事業所が地理的な境界線を超えて府内で生産活動を行う場合も府内生産の範囲に含まれる。このケースとしては農林水産業や建設業などの例が挙げられる。

ただし、サービスの生産額は、原則として府内に所在する事業所の売上収入額(政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が活動主体である部門では経費総額)とする。府内の事業所が府外で行ったサービスに関する収入は「移出」として取り扱った。なお、外国公館は日本の領土ではないため、その活動は生産額には含まれない。

(2) 府内生産額の重複計算

部門別の生産額は、財貨・サービスの細品目別の粗生産額(出荷された半製品の生産額が、当該半製品を加工して作られた完成品の生産額とは別に計上されている)をそのまま基本分類ごとに積み上げるため、それをさらに積み上げた統合分類部門はもちろんのこと、基本分類部門内でも生産額が重複計上される場合があり得る。

(3) 自家消費の扱い

一貫工程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、生産額に含まれない。ただし、細品目に指定されたものは、原則として生産額に計上した。(出荷ベースの統計から生産額を推計する細品目では生産額は出荷額+在庫増減額として捉えているため、自家消費品は一切含まれない。)なお、家計における自家生産品は農家における一次産業による一部の加工品を除き、生産額には含めていない。

(4) 生産額の価格評価

製造工業品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。ただし、生産者が負担する近距離の運搬サービス及び機械などの設置サービスは基礎データの関係から含まれる場合がある。

製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の生産額に計上した。

中古品の取り扱いに関しては、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門に計上した。事業所の区域が明確にならない産業、例えば林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価することとし、市場までの運賃は「コスト運賃」として処理した。

土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみを当該部門の生産額に計上した。

屑・副産物の取り扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理した。よって、「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は生産額としては計上されない。

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は商業の生産額に含める。なお、消費税は価格評価に含まれている。

自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とした。

半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。

サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価した。具体的には、サービスの産業部門では売上収入額を生産額に計上した。

金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は帰属計算による額を含む。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額は、原則としてその経費の総額によるものとした。

(5) その他の生産額の取り扱い

半製品・仕掛品の生産者在庫増減額は生産額に含め、さらに半製品のままで移輸出したのもも生産額に計上した。

工業製品のうち工業統計による出荷額を基礎として生産額を推計する部門については、委託生産分が加工賃収入となっているが、これを生産額として算入すると同業種からの委託分については、受託先と両方で計上されてしまう。これを商社など他業種からの委託と区別することができないので、委託にかかる加工賃収入は生産額に含めない取り扱いをした。

サービス部門の生産額の推計に当たっては、事業所ベースの産業分類による統計資料を用いていることが多い。これは生産活動ベースの生産額を推計する一手段として使用するものであり、兼業が明らかに大きい場合等は極力本来の生産活動ベースに分割して推計するよう努めた。

6. 特殊な扱いをする部門

(1) 商業部門及び運輸部門の取り扱い

生産者価格表では、部門間の直接の取引が記録されるが、現実には商業や運輸を通して取引が行なわれ、供給部門からの出荷価格に商業マージンや運送料が付加された額で消費部門に購入される。これをそのままの形で産業連関表で記述すると本来の部門間での取引を把握することが困難になる。このため商業マージンと貨物運賃等は購入者部門と商業、運輸の各部門の交点に一括計上する。

(2) コスト運賃およびコスト商業

通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動があり、これらの経費については「コスト商業」「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストと

して、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

コスト運賃、コスト商業の範囲等については次のとおりである。

〔コスト運賃〕

生産工程の一環として行われる輸送活動にかかる運賃

(ア)木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用

(イ)鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用

(ウ)建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などのように取引の対象となる商品とは考えられないものに係る輸送費用

〔コスト商業〕

輸入商品のC I F 価格に含まれていない外国商社の代理店からのサービスの提供は、商業の輸入として「特殊貿易（輸入）」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先（列部門）を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。具体的には、家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

(3)屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に目的とした財のほかに、別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主産物として生産する部門が他にある場合はこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理する。

副産物・屑とも原則として、マイナス投入方式を採用する（高炉ガス・回収硫安・落綿・毛屑・古紙等）が、トランスファー方式（新聞・雑誌・放送等の広告）及び一括方式（畜産業のきゅう肥等）も部分的に採用している。

(4)帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行なわれていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計上することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

帰属計算を行う部門及びその範囲は次のとおりである。

預貯金の管理、受付及び融資業務

生命保険及び損害保険

政府の建設物に係る資本減耗引当

持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(5)仮設部門

実際には産業として存在しないか、あるいは独立した部門とはみられないようなアクティビティま

たは財貨・サービスであるが、産業連関表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して、これらをまとめて独立の生産活動として処理するものがあり、仮説部門として表章されている。

仮設部門としては、「事務用品」、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」がある。

事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム等の事務用品は、企業会計上では一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを産出する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門に産出し、各需要部門はこれらを「事務用品部門」から一括して投入する。

自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば輸送活動、こん包活動、自社内教育、情報処理サービス等である。こうした自家活動は本来、運輸や教育、情報処理等の部門に格付けされるべき生産活動であるが、通常は各部門における生産活動の一部として行われているため、本来の部門と切り離してその投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため産業連関表では、自家輸送部門のみ仮説部門として表章している。表章形式としては、自家活動に必要な財・サービスをいったん自家輸送部門に産出して各需要部門は自家輸送部門からサービスを購入するという形をとる。

仮説部門を特掲することにより独立の産業活動としての地位を認めたことになり、府内生産額がそれだけ大きくなるので注意を要するが、投入費用の推計は内生経費のみのため付加価値に変化はない。

(6) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取り扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額（CT）となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

物品賃貸業が産業全体の中で無視し得ないウェイトを有するにいたっており、産業連関表の中において部門を設定する必要があること、また、「使用者主義」による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難となっていることから、平成2年表以後物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

(7) 本社・営業所経費の取り扱い

府内生産物は、本社及び営業所の経費と利潤相当分を含む、いわゆる生産企業の販売価格に相当する生産者工場出荷価格で評価するので、生産額には本社・営業所経費が含まれる。したがって、府内工場の本社・営業所が府外にある場合は、本社・営業所経費の財貨・サービスの要素費用別内訳を移入して投入する方法をとった。

府外工場の本社・営業所が府内にある場合は、本社・営業所経費の移出として扱った。

7. 産業連関表と府民経済計算との関係

産業連関表と府民経済計算は、双方とも大阪府という行政区域を単位として一定期間における経済活動の成果を計測しようとするものである。両者はその対象を同じくしているが、統計としての基本的な性格に違いがある。もともと産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数と府民経済計算の計数とは、同じ府民経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と府民経済計算には、それぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。

主な相違点は次のとおりである。

作成作業の対象期間は、府民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年である。

部門分類は、府民経済計算では事業所ベースで分類しているのに対し、産業連関表はアクティビティベースで分類している。

対象地域は、府民経済計算では、属地主義と属人主義で捉えているのに対し、産業連関表は属地主義である。

産業連関表は、家計外消費支出を粗付加価値及び最終需要の一部として計上しているが、府民経済計算は中間取引の一部としており、粗付加価値、最終需要には計上しない

府民経済計算体系における府内概念とは、府という行政区域内での経済活動をたずさわった者の居住者にかかわらず把握するのに対して、府民概念では府内居住者の経済活動を地域にかかわらず把握するものである。なお居住者には、個人のみならず、法人企業、政府機関等も含まれる。

産 業 連 関 表	調 整 項 目	府 民 経 済 計 算
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">最終需要計</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{民間消費} \\ + \text{政府消費} \\ + \text{民間固定資本形成} \\ + \text{公的固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{移輸出} \end{array} \right]$	$\begin{array}{l} - \text{移輸入} \\ - \text{家計外消費} \end{array}$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">府内総支出</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">粗付加価値計</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{雇業者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金} \end{array} \right]$	$- \text{家計外消費}$	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">府内総生産</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">府内生産額</div> $= \left[\begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ $= \left[\begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{移輸入} \end{array} \right]$		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">生産者価格 表示の産出額</div>

8. 部門別概念・定義・範囲等

部門別概念・定義・範囲等については、「平成7年産業連関表 - 総合解説編 - 」(総務庁 平成11年5月)のとおりとした。

第5章 平成7年大阪府産業連関表の推計方法

1. 生産額の推計

生産額の推計にあたっては、前回の平成2年表との整合性に配慮しつつも、対全国比を正確に映し得るよう全国表と極力同じ方法で推計することに留意した。ただし、資料の制約から、全ての部門で全国表と同じ方法で推計することは不可能であり、関連指標で全国値を按分する等の方法を採用した部門もある。また、前回使った資料、統計調査結果がない等の問題から推計方法を変更した部門がある。

(1) 農林水産業

〔農業生産物及び林業生産物〕

主として、平成7年生産農業所得統計（近畿農政局大阪統計情報事務所）の業務資料及び平成8/7年大阪府農林水産統計年報（同）から推計した。

〔獣医業〕

平成8年事業所企業統計調査報告（総務庁統計局）の従業者数（平成7年数値に転換：以下同様）の対全国比で、全国値を按分した。

〔農業サ - ビス（除獣医業）〕

農協組合員数（大阪府農業協同組合課照会）の対全国比で、全国値を按分した。

〔漁業〕

海面漁業は、大阪府農林水産統計年報より経営体階層別生産額を生産額とした。内水面漁業は、同資料による漁獲量の対全国比で全国値を按分した。

(2) 鉱業

大阪府の鉱業は、砂利・採石及び砕石部門のみである。平成7年砕石統計年報（通商産業省調査統計部）より生産量の対全国比で全国値を按分した。

(3) 製造業

主として工業統計組替集計表第1表、第2表及び生産動態統計（通商産業省還元データ）を用いて推計した。

ただし、牛肉、豚肉、その他の肉（枝肉）、鶏肉、と畜副産物（含肉鶏処理副産物）については平成7年食肉流通統計（農林水産省統計情報部）により推計した。

(4) 建設業

〔建築〕

平成8年度版建築統計年報（建設省）による工事予定額の対全国比で全国値を按分した。

〔建設補修、土木〕

建設省の建設統計月報（平成7年次分）及び平成7/6年度建設総合統計年度報による出来高ベ - スの地域別・工事種類別の対全国比で全国値を按分した。

(5) 電力・ガス・水道

〔事業用電力〕

平成7/6年度電気事業便覧及び電力需給の概要（資源エネルギー庁）及び平成8年度大阪府統計年鑑より、それぞれ発電量を市場価格で評価し、そこに送配電経費と電力会社の収益を加えて生産額とした。

〔自家発電〕

通商産業省の産業連関表作成資料より、自家発電量の対近畿比で近畿の生産額を按分した。

〔都市ガス〕

平成7 / 6年度ガス事業統計年報（（社）日本ガス協会）により、ガス売上高、営業雑収益及び副産物売上高の大阪府分を推計し生産額とした。

〔熱供給業〕

事業所企業統計調査報告の従業者数の対全国比により全国値を按分した。

〔上水道・簡易水道〕

平成7 / 6年度大阪府の水道の現況（大阪府環境衛生課）を用いて推計した。

〔工業用水・下水道〕

平成7 / 6年度地方公営企業年鑑（（財）地方財務協会）の損益計算書・資本収支に関する調べ等を用いて推計した。

〔廃棄物処理〕

公営は、平成7 / 6年度大阪府の一般廃棄物（大阪府環境整備課）から歳出額（委託費を除く）を生産額とした。

産業は、事業所企業統計調査報告の従業者数の対全国比により全国値を按分した。

(6) 商 業

平成6年商業統計表の販売額を平成7年暦年に転換し、これにマージン率をかけたものに農協手数料等（小売業については製造小売分）を加え、生産額とした。

(7) 金融・保険

〔金 融〕

平成8年版都道府県別経済統計（日本銀行調査統計局）による預貯金（貸出）残高の対全国比で全国値を按分した。

〔保 険〕

生命保険は、平成7年生命保険事業概況（生命保険協会）と平成7 / 6年度郵政行政統計年報（郵政省）より保有契約高の対全国比で全国値を按分した。

損害保険は、直接照会により日本損害保険協会及び自動車保険料率算定会による自動車保険契約保険料と火災保険料の和の対全国比で全国値を按分した。

(8) 不動産

〔不動産仲介・管理業、不動産賃貸業〕

事業所企業統計調査報告の従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔住宅賃貸料〕

平成5年以前の建築住宅については、平成5年住宅統計調査（総務庁統計局）及び府営住宅の家賃上昇率を基に総家賃額を推計し、これに住宅着工統計（建設省経済建設局調査情報課）により推計した平成6年・7年建築住宅の総家賃額を加えて生産額とした。

(9) 運 輸

〔鉄道旅客輸送〕

J Rは、平成7 / 6年度旅客地域流動調査（運輸省運輸政策局情報管理部）による輸送人員の対全国比で全国値を按分した。

除J Rについては、平成7 / 6年度鉄道統計年報（運輸省鉄道局）の定期、定期外、運輸雑収入を基に生産額を推計した。

〔鉄道貨物輸送〕

平成7/6年度貨物地域流動調査（運輸省運輸政策局情報管理部）による輸送トン数の対近畿比で近畿値を按分した。

〔バス、ハイヤー・タクシー〕

平成8/7年度版近畿運輸局業務要覧の運送収入を暦年転換して生産額とした。

〔道路貨物輸送〕

平成8/7年度陸運統計要覧（運輸省運輸政策局情報管理部）による自動車貨物都道府県別輸送トン数の対全国比で全国値を按分した。

〔自家用旅客自動車輸送、自家用貨物自動車輸送〕

陸運統計要覧による車種別の保有自動車数の対全国比で全国値を按分した。

〔外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送〕

平成7年港湾統計（運輸省運輸政策局情報管理部）を基に、部門別に按分指標（海上出入貨物トン数、船舶乗降人員数などの対全国比）を求め、全国値を按分した。

〔航空輸送〕

数字でみる航空1997（航空振興財団）、運輸経済統計要覧（運輸省運輸政策局情報管理部）、平成7年大阪国際空港の概況（大阪航空局大阪空港事務所）を基にした数値より按分指標（飛行場別乗降客数、貨物取扱量）を求め、これで全国値を按分した。

〔道路輸送施設提供、水運施設管理〕

各事業業種ごとに生産額を直接照会及び事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分する方法で求めこれを積上げて生産額とした。

〔こん包、旅行・その他の運輸付帯サービス、貨物運送取扱、その他の水運付帯サービス〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔倉庫〕

平成7年倉庫統計季報（運輸省貨物流通施設課）より普通倉庫、冷蔵倉庫、水面倉庫それぞれの所管面積の対全国比で全国値を按分し、これに平成7/6年度大阪府農業協同組合年報（大阪府農業協同組合課）より農業倉庫の生産額、平成7/6年度水産業協同組合統計表（水産庁協同組合課）より漁業倉庫の生産額をそれぞれ加えて生産額とした。

〔航空施設管理、その他の航空付帯サービス〕

数字でみる航空1997による飛行場着陸回数などの対全国比で、全国値を按分した。

(10)通信・放送

〔郵便〕

平成7年度版郵政行政統計年報（郵政省）より郵便物取扱数の対全国比を求め、全国値を按分した。

〔国内電気通信〕

府民経済計算の資料から、発信回数の対全国比により全国値を按分した。

〔移動通信〕

近畿通産局の業務資料をもとに発信回数の対近畿比により近畿値を按分した。

〔国際電気通信、その他の通信サービス、有線放送〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比により全国値を按分した。

〔公共放送〕

府民経済計算の資料から、受信料収入と交付金収入の府内分を求めて生産額とした。

〔民間放送〕

府民経済計算の資料から、営業収入等を求めて生産額とした。

(11) 公務

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

(12) サービス

〔学校教育〕

国公立については、平成7/6年度教育調査紀要（府教育委員会）による学校教育費の消費的支出に資本減耗引当を加えて生産額とした。

私立については、平成7/6年度学校基本調査報告書（文部省）による大阪府の生徒数の対全国比により全国値を按分した。

〔社会教育〕

国公立については、教育調査紀要による社会教育費の消費的支出に資本減耗引当を加えて生産額とした。

非営利については、事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔その他の教育訓練機関、自然・人文科学研究機関（産業）、医療（非営利及び産業）、保健衛生、社会保険事業、社会福祉、対企業及び対家計民間非営利団体〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔企業内研究開発〕

産業ごとの生産額に国の投入係数を乗じることによって、産業ごとの企業内研究開発費を求め、その合計をもって生産額とした。

〔自然・人文科学研究機関（国公立及び非営利）〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔医療（国公立）〕

平成7/6年度地方公営企業年鑑（財）地方財務協会等から医業収入額を求め、生産額とした。

〔広告、情報サービス、産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具（除電算機等）賃貸業〕

平成7年特定サービス産業実態調査報告（通商産業省調査統計部）より売上高の対全国比で全国値を按分した。

〔ニュース供給・興信所、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業、自動車修理、機械修理、建物サービス、法務・財務・会計サービス、土木建築サービス、その他の対事業所サービス、映画制作・配給業、映画館、劇場・興行場、遊戯場、競輪・競馬等の競走場・競技団、運動競技場・公園・遊園地、興行団、その他の娯楽〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で、全国値を按分した。

〔労働者派遣サービス〕

労働省政策調査部の業務資料により推計した。

〔一般飲食店、喫茶店、遊興飲食店、旅館・その他の宿泊所、洗濯・洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業、写真業、冠婚葬祭業、各種修理業（除別掲）、個人教授所、その他の対個人サービス〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で、全国値を按分した。

2. 最終需要部門の推計

(1) 家計外消費支出

総額は、本来、粗付加価値部門の家計外消費支出の行和と同額である。ただし、大阪府産業連関表では、本社・営業所経費の推計により数値が異なっている。（付属資料第4章6の(7)参照）

内訳については、まず全国表の家計外消費支出のパターンを用いて、項目別に配分する。更に財貨・サービスのバランスに留意しながら調整作業を行い、修正を加えた。

(2)家計消費支出

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の家計消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の家計最終消費支出額}}{\text{国民経済計算の家計最終消費支出額}}$$

(3)対家計民間非営利団体消費支出

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の対家計民間非営利団体消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の対家計民間非営利団体消費支出額}}{\text{国民経済計算の対家計民間非営利団体消費支出額}}$$

(4)政府集合的(個別的)消費支出(中央・地方政府)

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の中央(地方)政府集合的(個別的)消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の中央(地方)政府消費支出額}}{\text{国民経済計算の中央(地方)政府消費支出額}}$$

(5)府内総固定資本形成(公的、民間)

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の国内総固定資本形成額} \times \frac{\text{府民経済計算の府内総固定資本形成額}}{\text{国民経済計算の国内総固定資本形成額}}$$

(6)生産者製品在庫純増

農林水産業は、全国表の生産者製品在庫純増額を生産額の対全国比で按分した。製造業については、平成7年工業統計組替集計表の第1表の計数を利用した。

(7)半製品・仕掛品在庫純増

農林水産業は、全国表の半製品・仕掛品在庫純増を生産額の対全国比で按分した。

製造業は、工業統計組替集計表第2表の計数を利用した。

(8)流通在庫純増

部門別に全国表の流通在庫純増を需要合計(在庫純増を除く)の対全国比で按分した。

(9)原材料在庫純増

部門別に全国表の原材料在庫純増を内生部門計の対全国比で按分した。

(10)所在不明在庫純増

所在不明在庫純増とは、企業の保有する在庫のうち上の4つの在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。この部門は、小額であり推計のための資料が得られないため推計しないこととした。

(11)輸 出

製造業は、商品流通調査から算出した輸出率を工業統計の出荷額に乗じて推計した。その他の部門は、全国表の輸出率（輸出額 / 生産額）を利用して推計した。

(12)移 出

農林水産業は、個別資料により推計をした。製造業は、商品流通調査から算出した移出率を工業統計の出荷額に乗じて推計した。

なお、他都道府県工場に対応する大阪本社の諸経費については、平成7年本社等の活動実態調査報告書により推計した額を、対応する各行部門へ基本分類ごとに配分した。

(13)輸 入

部門別に全国表の輸入額を域内需要の対全国比で按分した。

(14)関 税

部門別に全国表の関税率（関税額 / 輸入額）を利用して推計した。

(15)輸入品商品税

部門別に全国表の輸入品商品税率（輸入品商品税額 / 輸入額）を利用して推計した。

(16)移 入

農林水産業は、個別資料により推計をした。製造業は、商品流通調査を利用した。

なお、大阪工場に対する他都道府県本社の諸経費については、移出と同様の手法で作業を行った。

3 . 投入額の推計

全国表では投入産出額の推計は、投入、産出の両面から別々に推計したのち、計数を突き合わせ、それを調整するという方法がとられている。しかし、都道府県では、全国表と同じ方法で投入産出額を推計することは、資料の面でも作業量の面でも困難である。そこで大阪府においては、前回と同様に全国表の投入係数を利用しながら、投入側から係数を決定していく方法をとる。

(1)製造業の投入額

投入額は原則として、工業統計（以下センサスという）及び鉱工業投入調査を用いて推計する。ただし、後述のように、センサスが使用できないときは鉱工業投入調査のみで推計する。また、鉱工業投入調査の対象になっていない部門は、全国表の投入係数を利用する。

鉱工業投入調査は通商産業省で一括して集計され、集計結果は全国の投入係数の形で還元される。この全国の投入係数（10桁分類）をもとに、大阪府の10桁分類生産額で加重平均した投入係数（6桁分類）を通商産業省で計算する（鉱工業投入調査の府県還元システム）。

センサスは出荷ベースの調査であることから、自工場内消費が多い場合には使用できない。したがって、センサス組替第3表のX（＝生産額）とCTとを比較して、その差が±10%以内の場合について、センサスを使用する。

センサス組替第3表は委託主側のデータであり、原材料（＝B）は委託した分まで含まれているが、電力、燃料については自工場分しかカウントされていない。したがって、電力、燃料が過小に評価される恐れがあるので、E（＝委託）がXの20%以内の場合にのみC（＝電力）、D（＝燃料）を使用する。

センサスのこれらの制約から、次の3つの場合に分けて投入係数を推計する。

(ア)センサスがC、Dまで使える場合

センサスで原材料の大枠を決め、細目を鉱工業投入調査で配分する。次にセンサスで電力を固定し、燃料の大枠を決めて、燃料の細目を鉱工業投入調査で配分する。その他分は直接鉱工業投入調査で推計する。

(イ) センサスがBのみ使える場合

センサスで原材料の大枠を決め、細目を鉱工業投入調査で配分する。電力、燃料及びその他分は直接鉱工業投入調査で推計する。

(ウ) センサスが使えない場合

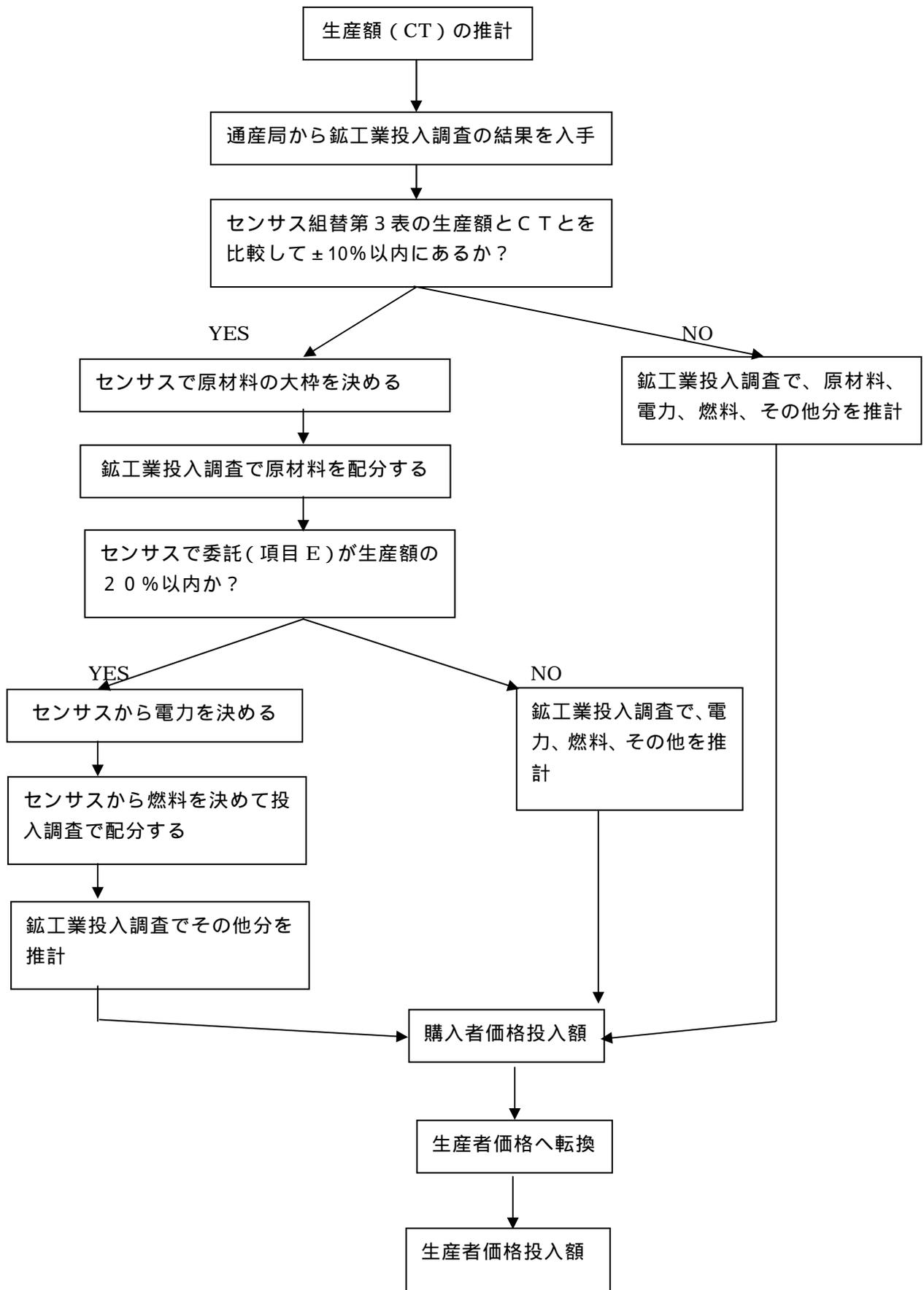
投入係数はすべて、直接鉱工業投入調査で推計する。

以上より得られた投入係数は購入者価格の係数であり、全国表の商業マージン率、運賃率を利用して、商業マージン、運賃を皮剥ぎし、生産者価格投入係数とする。

(2) 製造業以外の投入額

その他の部門については、生産者価格評価のアクティビティはカバーする地域の大小、地域の相違等によって大幅に異なるものではないという特性を利用して、全国表の投入係数を用いて試算し、投入額を求める。

製造業の投入額推計チャート



第6章 部門分類及び部門対応表

内生部門		基本分類(列403×行519)		統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	
列コード	行コード						
0111-01		米	001	耕種農業	01	農林水産業	
	0111-011	米					
	0111-012	稲					
0111-02		麦					
	0111-021	小麦(国産)					
	0111-022	小麦(輸入)					
	0111-023	大麦(国産)					
	0111-024	大麦(輸入)					
0112-01		いも					
	0112-011	かんし					
	0112-012	ばれいし					
0112-02		豆					
	0112-021	大豆(国産)					
	0112-022	大豆(輸入)					
	0112-029	その他の豆類					
0113-01		野菜(露地)					
0113-02		野菜(施設)					
	0113-001	野果					
0114-01		かんき					
	0114-011	かんき					
	0114-012	りんご					
	0114-019	その他の果実					
0115-01		砂糖原料作物					
0115-02		飲料用作物					
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆(輸入)					
	0115-029	その他の飲料用作物					
0115-09		その他の食用耕種作物					
	0115-091	雑穀					
	0115-092	油糧作物					
	0115-093	食用工業作物(除別掲)					
0116-01		飼料作物					
0116-02		種苗					
0116-03		花き・花木類					
0116-09		その他の非食用耕種作物					
	0116-091	葉たばこ					
	0116-092	生ゴム(輸入)					
	0116-093	綿花(輸入)					
	0116-099	その他の非食用耕種作物(除別掲)					
0121-01		酪農	002	畜産・養蚕			
	0121-011	生乳					
	0121-019	その他の酪農生産物					
0121-02		鶏卵					
0121-03		肉鶏					
0121-04		豚					
0121-05		肉用					
0121-09		その他の畜産					
	0121-091	羊毛					
	0121-099	その他の畜産					
0122-01		養蚕					
0131-01		獣医業	003	農業サービス			
0131-02		農業サービス(除獣医業)					
0211-01		育林	004	林業			

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
0212-01		材		林業つづき		農林水産業つづき
	0212-011	素材(国産)				
	0212-012	素材(輸入)				
0213-01	0213-011	特用林産物(含狩猟業)				
0311-01		沿岸漁業	005	漁業		
0311-02		沖合漁業				
0311-03		遠洋漁業				
	0311-001	海面漁業(国産)				
	0311-002	海面漁業(輸入)				
0311-04	0311-041	海面養殖業				
0312-01		内水面漁業				
0312-02		内水面養殖業				
	0312-001	内水面漁業・養殖業				
0611-01		金属鉱物	006	金属鉱物	02	鉱業
	0611-011	鉄鉱石				
	0611-012	非鉄金属鉱物				
0621-01		窯業原料鉱物	007	非金属鉱物		
	0621-011	石灰石				
	0621-019	その他の窯業原料鉱物				
0622-01	0622-011	砂利採石				
0622-02	0622-021	砕石				
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物				
0711-01		石炭	008	石炭		
	0711-011	原料炭				
	0711-012	一般炭・亜炭・無煙炭				
0721-01		原油・天然ガス	009	原油・天然ガス		
	0721-011	原油				
	0721-012	天然ガス				
1111-01		と畜(含肉鶏処理)	010	食料品	03	食料品
	1111-011	牛肉(枝肉)				
	1111-012	豚肉(枝肉)				
	1111-013	鶏肉				
	1111-014	その他の肉(枝肉)				
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)				
1112-01	1112-011	肉加工品				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰				
1112-03	1112-031	動物油				
1112-04		酪農製品				
	1112-041	飲用牛乳				
	1112-042	乳製品				
1113-01	1113-011	冷凍魚介				
1113-02	1113-021	塩・干・くん製				
1113-03	1113-031	水産びん・かん詰				
1113-04	1113-041	ねり製				
1113-05	1113-051	魚油・魚かす				
1113-09	1113-099	その他の水産食品				
1114-01		精穀				
	1114-011	精米				
	1114-019	その他の精穀				
1114-02		製粉				
	1114-021	小麦製粉				
	1114-029	その他の製粉				
1115-01	1115-011	めん類				
1115-02	1115-021	パン類				
1115-03	1115-031	菓子類				
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰				
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)				

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
1117-01		砂糖		食料品つづき		食料品つづき
	1117-011	精製				
	1117-019	その他の砂糖・副産物				
1117-02	1117-021	でん				
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖				
1117-04		植物油				
	1117-041	植物油				
	1117-042	加工油				
	1117-043	植物油				
1117-05	1117-051	調味料				
1119-01	1119-011	冷凍調理食品				
1119-02	1119-021	レトルト食品				
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当				
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)				
1119-05	1119-051	学校給食(私立)				
1119-09	1119-099	その他の食料品				
1121-01	1121-011	清酒	011	飲料		
1121-02	1121-021	ビール				
1121-03	1121-031	添加用アルコール				
1121-04	1121-041	ウイスキー				
1121-09	1121-099	その他の酒類				
1129-01	1129-011	茶・コーヒー				
1129-02	1129-021	清涼飲料水				
1129-03	1129-031	製氷				
1131-01	1131-011	飼料	012	飼料・有機質肥料		
1131-02	1131-021	有機質肥料(除別掲)		(除別掲)		
1141-01	1141-011	たばこ	013	たばこ		
1511-01	1511-011	製糸	014	繊維工業製品	04	繊維製品
1511-02	1511-021	紡績				
1512-01	1512-011	綿・スフ織物(含合繊短織物)				
1512-02	1512-021	絹・人絹織物(含合繊長織物)				
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物				
1513-01	1513-011	ニット生地				
1514-01	1514-011	染色整理				
1519-01	1519-011	網				
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物				
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料				
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品				
1521-01	1521-011	織物製衣服	015	衣服・その他の繊維製品		
1521-02	1521-021	ニット製衣服				
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品				
1529-01	1529-011	寝具				
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品				
1611-01	1611-011	製材	016	製材・木製品	05	パルプ・紙・木製品
1611-02	1611-021	合板				
1611-03	1611-031	木材チップ				
1619-09		その他の木製品				
	1619-091	建設用木製品				
	1619-099	その他の木製品(除別掲)				
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	017	家具・装備品		
1711-02	1711-021	木製建具				
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品				
1811-01		パルプ	018	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1811-011	パルプ				
	1811-012p	古紙				
1812-01	1812-011	洋紙・和紙				

基本分類(列403×行519)				統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	紙	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード						
1812-02	1812-021	板	紙		パルプ・紙・板紙・加工紙		パルプ・紙・木製品
1813-01	1813-011	段	紙		つつき		つつき
1813-02	1813-021	塗工紙・建設用加工紙	紙				
1821-01	1821-011	段	箱	019	紙加工品		
1821-09	1821-099	その他の紙製容器					
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品					
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品					
1911-01	1911-011	新	聞	020	出版・印刷	16	その他の製造工業製品
1911-02	1911-021	印刷・製版・製	本				(1/3)
1911-03	1911-031	出	版				
2011-01	2011-011	ア	ア	021	化学肥料	06	化学製品
2011-02	2011-021	化	料				
2021-01		ソ	022	無機化学基礎製品			
	2021-011	ソ	灰				
	2021-012	か	ダ				
	2021-013	液	素				
	2021-019	その他のソーダ工業製品					
2029-01		無	顔				
	2029-011	酸	ン				
	2029-012	カ	ク				
	2029-019	その他の無機顔料					
2029-02	2029-021	圧	ス				
2029-03		縮	ガ				
	2029-031	原	塩				
	2029-032		塩				
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品					
2031-01		石	023	有機化学基礎・			
	2031-011	エ	ン	中間製品			
	2031-012	ブ	ン				
	2031-019	その他の石油化学基礎製品					
2031-02		石					
	2031-021	純	ン				
	2031-022	純	ン				
	2031-023	キ	ン				
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品					
2032-01		脂					
	2032-011	合	ル				
	2032-012	酢	酸				
	2032-013	二	ン				
	2032-014	ア	ル				
	2032-015	エ	ル				
	2032-016	酢	マ				
	2032-019	その他の脂肪族中間物					
2032-02		環	物				
	2032-021	ス	マ				
	2032-022	合	酸				
	2032-023	テ					
	2032-024	カ	ム				
	2032-029	その他の環式中間物					
2033-01	2033-011	合	ム				
2039-01	2039-011	メ	品				
2039-02	2039-021	油	品				
2039-03	2039-031	可	剤				
2039-04	2039-041	合	料				
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品					
2041-01	2041-011	熱	024	合成樹脂			

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
2041-02		熱可塑性樹脂		合成樹脂つづき		化学製品つづき
	2041-021	ポリエチレン(低密度)				
	2041-022	ポリエチレン(高密度)				
	2041-023	ポリスチレン				
	2041-024	ポリプロピレン				
	2041-025	塩化ビニル樹脂				
2041-03	2041-031	高性能性樹脂				
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂				
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート	025	化学繊維		
2051-02	2051-021	合成繊維				
2061-01	2061-011	医薬品	026	医薬品		
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤	027	化学最終製品(除別掲)		
	2071-011	石けん・合成洗剤				
	2071-012	界面活性剤				
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨料				
2072-01	2072-011	塗料				
2072-02	2072-021	印刷インキ				
2073-01	2073-011	写真感光材料				
2074-01	2074-011	農薬				
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤				
2079-09		その他の化学最終製品				
	2079-091	触媒				
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)				
2111-01		石油製品	028	石油製品	07	石油・石炭製品
	2111-011	揮発油				
	2111-012	ジェット燃料				
	2111-013	灯油				
	2111-014	軽油				
	2111-015	A重油				
	2111-016	B重油・C重油				
	2111-017	ナフ				
	2111-018	液化石油ガス				
	2111-019	その他の石油製品				
2121-01		石炭製品	029	石炭製品		
	2121-011	コークス				
	2121-019	その他の石炭製品				
2121-02	2121-021	舗装材				
2211-01		プラスチック製品	030	プラスチック製品	16	その他の製造工業製品 (2/3)
	2211-011	プラスチックフィルム・シート				
	2211-012	プラスチック板・管・棒				
	2211-013	プラスチック発泡製品				
	2211-014	工業用プラスチック製品				
	2211-015	強化プラスチック製品				
	2211-016	プラスチック製容器				
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品				
	2211-019	その他のプラスチック製品				
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	031	ゴム製品		
2319-01	2319-011	ゴム製履物				
2319-02	2319-021	プラスチック製履物				
2319-09	2319-099	その他のゴム製品				
2411-01	2411-011	革製履物	032	なめし革・毛皮・同製品		
2412-01	2412-011	製革・毛皮				
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品				
2511-01		板ガラス・安全ガラス	033	ガラス・ガラス製品	08	窯業・土石製品
	2511-011	板ガラス				
	2511-012	安全ガラス・複層ガラス				

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
2512-01 2519-09	2512-011 2519-091 2519-099	ガラス繊維・同製品 その他のガラス製品 ガラス製加工素材 その他のガラス製品(除別掲)		ガラス・ガラス製品 つづき		窯業・土石製品つづき
2521-01 2522-01 2523-01	2521-011 2522-011 2523-011	セメント 生コンクリート セメント製品	034	セメント・セメント製品		
2531-01	2531-011 2531-012 2531-013	陶磁器 建設用陶磁器 工業用陶磁器 日用陶磁器	035	陶磁器		
2599-01 2599-02 2599-03 2599-04 2599-09	2599-011 2599-021 2599-031 2599-041 2599-099	耐火 その他の建設用土石製品 炭素・黒鉛製品 研磨材料 その他の窯業・土石製品	036	その他の窯業・土石製品		
2611-01 2611-02 2611-03 2611-04	2611-011 2611-021 2611-031 2611-041	鉄 フェロアルミニウム 粗鋼(転炉) 粗鋼(電気炉)	037	鉄鉄・粗鋼	09	鉄鋼
2612-011P		鉄屑				
2621-01 2622-01 2623-01 2623-02	2621-011 2621-012 2621-013 2621-014 2621-015 2621-016 2622-011 2622-012 2623-011 2623-021	熱間圧延鋼材 普通鋼形鋼 普通鋼板 普通鋼帯 普通鋼小棒 その他の普通鋼熱間圧延鋼材 特殊鋼熱間圧延鋼材 鋼管 普通鋼鋼管 特殊鋼鋼管 冷間仕上鋼材 めっき鋼材	038	鋼材		
2631-01 2631-02 2631-03 2649-01 2649-09	2631-011 2631-012 2631-021 2631-031 2631-032 2649-011 2649-099	鑄鍛 鍛鋼 鑄鉄 鑄鉄品及び鍛工品(鉄) 鑄鉄品 鍛工品(鉄) 鉄鋼シャーリット業 その他の鉄鋼製品	039	鑄鍛造品・その他の鉄鋼製品		
2711-01 2711-02 2711-03 2711-09	2711-011 2711-021 2711-031 2711-099	銅 鉛・亜鉛(含再生) アルミニウム(含再生) その他の非鉄金属地金 非鉄金属屑	040	非鉄金属精錬・精製	10	非鉄金属
2712-011P						
2721-01 2721-02 2722-01 2722-02 2722-03 2722-04 2722-09	2721-011 2721-021 2722-011 2722-021 2722-031 2722-041 2722-099	電線・ケーブル 光ファイバケーブル 伸銅製品 アルミ圧延製品 非鉄金属素形材料 核燃 その他の非鉄金属製品	041	非鉄金属加工製品		
2811-01 2812-01	2811-011 2812-011	建設用金属製品 建築用金属製品	042	建設・建築用金属製品	11	金属製品

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)					
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名				
列コード	行コード									
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器	043	その他の金属製品		金属製品つづき				
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング								
2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品								
2899-03		配管工事付属品・粉末冶金製品・道具類								
	2899-031	配管工事付属品								
	2899-032	粉末冶金製品								
	2899-033	刃物及び道具類								
2899-09		その他の金属製品								
	2899-091	金属プレス製品								
	2899-092	金属線製品								
	2899-099	その他の金属製品(除別掲)								
3011-01	3011-011	ポンプ	044	一般産業機械	12	一般機械				
3011-02	3011-021	タービン								
3011-03	3011-031	原動機								
3012-01	3012-011	運搬機械								
3013-01	3013-011	冷凍機・温湿調整装置								
3019-01	3019-011	ポンプ及び圧縮機								
3019-02	3019-021	機械工器具								
3019-09	3019-099	その他の一般産業機械及び装置								
3021-01	3021-011	鉱山・土木建設機械					045	特殊産業機械		
3022-01	3022-011	化学機械								
3023-01	3023-011	産業用ロボット								
3024-01	3024-011	金属工作機械								
3024-02	3024-021	金属加工機械								
3029-01	3029-011	農業機械								
3029-02	3029-021	繊維機械								
3029-03	3029-031	食品加工機械								
3029-04	3029-041	半導体製造装置								
3029-09		その他の特殊産業機械								
	3029-091	製材・木工・合板機械								
	3029-092	パルプ装置・製紙機械								
	3029-093	印刷・製本・紙加工機械								
	3029-094	鑄造装置								
	3029-095	プラスチック加工機械								
	3029-099	その他の特殊産業機械(除別掲)								
3031-01	3031-011	金型	046	その他の一般機器						
3031-02	3031-021	ベアリング								
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品								
3111-01	3111-011	複写機	047	事務用・サービス用機器						
3111-09		その他の事務用機械								
	3111-091	電子卓上計算機								
	3111-092	ワードプロセッサ								
3112-01		その他の事務用機械(除別掲)								
		サービス用機器								
	3112-011	自動販売機								
	3112-012	娯楽用機器								
	3112-019	その他のサービス用機器								
3211-01	3211-011	電気音響機器	048	民生用電気機械	13	電気機械				
3211-02	3211-021	ラジオ・テレビ受信機								
3211-03	3211-031	ビデオ機								
3212-01	3212-011	民生用電気機器								
3311-01	3311-011	電子計算機本体	049	電子・通信機器						
3311-02	3311-021	電子計算機付属装置								
3321-01	3321-011	有線電気通信機器								
3321-02	3321-021	無線電気通信機器								
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器								

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
3331-01	3331-011	電子応用装置		電子・通信機器		電気機械つづき
3332-01	3332-011	電気計測器				
3341-01		半導体素子・集積回路				
	3341-011	半導体素子				
	3341-012	集積回路				
3359-01	3359-011	電子管				
3359-02	3359-021	液晶素子				
3359-03	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク				
3359-09	3359-099	その他の電子部品				
3411-01		回転電気機械	050	重電機器		
	3411-011	発電機				
	3411-012	電動機				
3411-02	3411-021	開閉制御装置及び配電盤				
3411-03	3411-031	変圧器・変成器				
3411-09	3411-099	その他の産業用重電機器				
3421-01	3421-011	電気照明器具	051	その他の電気機器		
3421-02	3421-021	電池				
3421-03	3421-031	電球				
3421-04	3421-041	配線器具				
3421-05	3421-051	内燃機関電装品				
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具				
3511-01	3511-011	乗用車	052	自動車	14	輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車				
3531-01	3531-011	二輪自動車				
3541-01	3541-011	自動車車体				
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部品				
3541-03	3541-031	自動車部				
3611-01	3611-011	鋼船	053	船舶・同修理		
3611-02	3611-021	その他の船舶				
3611-03	3611-031	船用内燃機				
3611-10	3611-101	船舶修理				
3621-01	3621-011	鉄道車両	054	その他の輸送機械・同修理		
3621-10	3621-101	鉄道車両修理				
3622-01	3622-011	航空機				
3622-10	3622-101	航空機修理				
3629-01	3629-011	自転車				
3629-09	3629-091	その他の輸送機械				
	3629-099	産業用運搬車				
	3629-099	その他の輸送機械(除別掲)				
3711-01	3711-011	カメラ	055	精密機械	15	精密機械
3711-09	3711-099	その他の光学機械				
3712-01	3712-011	時計				
3719-01	3719-011	理化学機械器具				
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器				
3719-03	3719-031	医療用機械器具				
3911-01	3911-011	玩具	056	その他の製造工業製品	16	その他の製造工業製品
3911-02	3911-021	運動用品				(3/3)
3919-01	3919-011	楽器				
3919-02	3919-021	情報記録物				
3919-03	3919-031	筆記具・文具				
3919-04	3919-041	身辺細貨品				
3919-05	3919-051	畳・わら加工品				
3919-06	3919-061	武器				
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品				
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)				
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)				
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)				

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)		建築つづき		建設つづき
4121-01	4121-011	建設補修	058	建設補修		
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	059	土木		
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業				
4131-03	4131-031	農林関係公共事業				
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設				
4132-02	4132-021	電力施設建設				
4132-03	4132-031	電気通信施設建設				
4132-09	4132-099	その他の土木建設				
5111-01		事業用原子力発電	060	電力	18	電力・ガス・熱供給
5111-02		事業用火発電				
5111-03		水力・その他の事業用発電				
5111-04	5111-001	事業用電				
5111-04	5111-041	自家発電				
5121-01	5121-011	都市ガス	061	ガス・熱供給		
5122-01	5122-011	熱供給業				
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	062	水道	19	水道・廃棄物処理
5211-02	5211-021	工業用水				
5211-03	5211-031	下水道				
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)	063	廃棄物処理		
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)				
6111-01	6111-011	卸売	064	商業	20	商業
6112-01	6112-011	小売				
6211-01		金融	065	金融・保険	21	金融・保険
	6211-011	公的金融(帰属利子)				
	6211-012	民間金融(帰属利子)				
	6211-013	公的金融(手数料)				
	6211-014	民間金融(手数料)				
6212-01	6212-011	生命保険				
6212-02	6212-021	損害保険				
6411-01	6411-011	不動産仲介・管理業	066	不動産仲介及び賃貸	22	不動産
6411-02	6411-021	不動産賃貸業				
6421-01	6421-011	住宅賃貸料	067	住宅賃貸料		
7111-01		鉄道旅客輸送	068	鉄道輸送	23	運輸
	7111-011	鉄道旅客輸送(JR)				
	7111-012	鉄道旅客輸送(除JR)				
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送				
7121-01	7121-011	パイヤー・タクシ	069	道路輸送(除自家輸送)		
7121-02	7121-021	道路貨物輸送				
7122-01	7122-011	道路貨物輸送				
7131-01P	7131-011P	自家用旅客自動車輸送	070	自家用自動車輸送		
7132-01P	7132-011P	自家用貨物自動車輸送				
7141-01	7141-011	外洋輸送	071	水運		
7142-01		沿海・内水面輸送				
	7142-011	沿海・内水面旅客輸送				
	7142-012	沿海・内水面貨物輸送				
7143-01	7143-011	港湾運送				
7151-01		航空輸送	072	航空輸送		
	7151-011	国際航空輸送				
	7151-012	国内航空旅客輸送				
	7151-013	国内航空貨物輸送				
	7151-014	航空機使用事業				
7161-01	7161-011	貨物運送取扱	073	貨物運送取扱		
7171-01	7171-011	倉庫	074	倉庫		
7181-01	7181-011	こん	075	運輸付帯サービス		
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供				

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
7189-02	7189-021	水運施設管理		運輸付帯サービス つづき		運輸 つづき
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス				
7189-04	7189-041	航空施設管理(国営)				
7189-05	7189-051	航空施設管理(産業)				
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス				
7189-09	7189-099	旅行・その他の運輸付帯サービス				
7311-01	7311-011	郵便	076	通 信	24	通 信 ・ 放 送
7312-01	7312-011	国内電気通信(除移動通信)				
7312-02	7312-021	移動通信				
7312-03	7312-031	国際電気通信				
7319-09	7319-099	その他の通信サービス				
7321-01	7321-011	公共放送				
7321-02	7321-021	民間放送	077	放 送		
7321-03	7321-031	有線放送				
8111-01	8111-011	公務(中央)	078	公 務	25	公 務
8112-01	8112-011	公務(地方)				
8211-01	8211-011	学校教育(国公立)	079	教 育	26	教 育 ・ 研 究
8211-02	8211-021	学校教育(私立)				
8213-01	8213-011	社会教育(国公立)				
8213-02	8213-021	社会教育(非営利)				
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関(国公立)				
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関(産業)				
8221-01	8221-011	自然科学研究機関(国公立)	080	研 究		
8221-02	8221-021	人文科学研究機関(国公立)				
8221-03	8221-031	自然科学研究機関(非営利)				
8221-04	8221-041	人文科学研究機関(非営利)				
8221-05	8221-051	自然科学研究機関(産業)				
8221-06	8221-061	人文科学研究機関(産業)				
8222-01	8222-011	企業内研究開発				
8311-01	8311-011	医療(国公立)	081	医 療 ・ 保 健	27	医 療 ・ 保 健 ・ 社 会 保 障
8311-02	8311-021	医療(公益法人等)				
8311-03	8311-031	医療(医療法人等)				
8312-01	8312-011	保健衛生(国公立)				
8312-02	8312-021	保健衛生(非営利)				
8312-03	8312-031	保健衛生(産業)				
8313-01	8313-011	社会保険事業(国公立)	082	社 会 保 障		
8313-02	8313-021	社会保険事業(非営利)				
8313-03	8313-031	社会福祉(国公立)				
8313-04	8313-041	社会福祉(非営利)				
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体	083	その他の公共サービス	28	その他の公共サービス
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体(除別掲)				
8511-01		広告	084	広告・調査・情報 サービス	29	対事業所サービス
8512-01	8511-011	テレビ・ラジオ広告				
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告				
8512-02	8512-011	情報サービス				
	8512-012	ソフトウェア業				
	8512-021	情報処理・提供サービス				
	8512-022	ニュース供給・興信所				
8513-01		物品賃貸業(除貸自動車)	085	物品賃貸サービス		
	8513-011	産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業				
	8513-012	建設機械器具賃貸業				
	8513-013	電子計算機・同関連機器賃貸業				
	8513-014	事務用機械器具(除電算機等)賃貸業				
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業				
8514-01	8514-011	貸自動車業				
8515-10	8515-101	自動車修理	086	自動車・機械修理		

基本分類(列403×行519)			統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
8516-10	8516-101	機 械 修 理		自動車・機械修理つづき		対事業所サービス
8519-01	8519-011	建 物 サ ー ビ ス	087	その他の対事業所サービス		つづき
8519-02	8519-021	法 務 ・ 財 務 ・ 会 計 サ ー ビ ス				
8519-03	8519-031	土 木 建 築 サ ー ビ ス				
8519-04	8519-041	労 働 者 派 遣 サ ー ビ ス				
8519-09	8519-099	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス				
8611-01	8611-011	映 画 , ビ デ オ 制 作 ・ 配 給 業	088	娯 楽 サ ー ビ ス	30	対個人サービス
8611-02	8611-021	映 画 館				
8611-03	8611-031	劇 場 ・ 興 行 場				
8611-04	8611-041	遊 戯 場				
8611-05	8611-051	競 輪 ・ 競 馬 等 の 競 走 場 ・ 競 技 団				
8611-06	8611-061	ス ポ - ツ 施 設 提 供 業 ・ 公 園 ・ 遊 園 地				
8611-07	8611-071	興 行 団				
8611-09	8611-099	そ の 他 の 娯 楽				
8612-01	8612-011	一 般 飲 食 店 (除 喫 茶 店)	089			
8612-02	8612-021	喫 茶 店				
8612-03	8612-031	遊 興 飲 食 店				
8613-01	8613-011	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	090	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所		
8619-01	8619-011	洗 濯 ・ 洗 張 ・ 染 物 業	091	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス		
8619-02	8619-021	理 容 業				
8619-03	8619-031	美 容 業				
8619-04	8619-041	浴 場 業				
8619-05	8619-051	写 真 業				
8619-06	8619-061	冠 婚 葬 祭 業				
8619-07	8619-071	各 種 修 理 業 (除 別 掲)				
8619-08	8619-081	個 人 教 授 所				
8619-09	8619-099	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス				
8900-00p	8900-000 p	事 務 用 品	092	事 務 用 品	31	事 務 用 品
9000-00	9000-000	分 類 不 明	093	分 類 不 明	32	分 類 不 明
9099-00	9099-000	内 生 部 門 計	094	内 生 部 門 計	33	内 生 部 門 計

(注)1. 基本分類の部門名欄の 印は、活動主体を次のように示す。

.....政府サービス生産者

.....対家計民間非営利サービス生産者

無印.....産業

2. pは仮設部門を示す。

最終需要部門							
基本分類(列403×行519)				統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	
列コード	行コード						
9110-00		家計外消費支出(列)	095	家計外消費支出(列)	34	家計外消費支出(列)	
9121-00		家計消費支出	096	民間消費支出	35	民間消費支出	
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出					
9130-10		中央政府集合の消費支出	097	一般政府消費支出	36	一般政府消費支出	
9130-20		中央政府個別の消費支出					
9130-30		地方政府集合の消費支出					
9130-40		地方政府個別の消費支出					
9141-00		府内総固定資本形成(公的)	098	府内総固定資本形成(公的)	37	府内総固定資本形成(公的)	
9142-00		府内総固定資本形成(民間)	099	府内総固定資本形成(民間)	38	府内総固定資本形成(民間)	
9150-10		生産者製品在庫純増	100	在庫純増	39	在庫純増	
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増					
9150-30		流通在庫純増					
9150-40		原材料在庫純増					
9150-50		所在不明在庫純増					
9200-00		府内最終需要計	101	府内最終需要計	40	府内最終需要計	
9210-00		府内需要合計	102	府内需要合計	41	府内需要合計	
9211-10		輸出(普通貿易)	103	輸出	42	輸出	
9211-20		輸出(特殊貿易)					
9212-00		輸出(直接購入)					
9213-00		調整項	104	調整項			
9220-00		移出	105	移出	43	移出	
9300-00		最終需要計	106	最終需要計	44	最終需要計	
9350-00		需要合計	107	需要合計	45	需要合計	
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)	108	(控除)輸入	46	(控除)輸入	
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)					
9412-00		(控除)輸入(直接購入)					
9413-00		(控除)関税	109	(控除)関税	47	(控除)関税	
9414-00		(控除)輸入品商品税	110	(控除)輸入品商品税	48	(控除)輸入品商品税	
9420-00		(控除)輸入計	111	(控除)輸入計	49	(控除)輸入計	
9440-00		(控除)移入	112	(控除)移入	50	(控除)移入	
9500-00		最終需要部門計	113	最終需要部門計	51	最終需要部門計	
9700-00		府内生産額	114	府内生産額	52	府内生産額	

粗付加価値部門							
基本分類(列403×行519)				統合中分類(93部門)		統合大分類(32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名	
列コード	行コード						
	9110-010	宿泊・日当	096	家計外消費支出(行)	34	家計外消費支出(行)	
	9110-020	交際費					
	9110-030	福利厚生費					
	9311-000	賃金・俸給	097	雇用者所得	35	雇用者所得	
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)					
	9313-000	その他の給与及び手当					
	9401-000	営業余剰	098	営業余剰	36	営業余剰	
	9402-000	資本減耗引当	099	資本減耗引当	37	資本減耗引当	
	9403-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	100	間接税(除関税・輸入品商品税)	38	間接税(除関税・輸入品商品税)	
	9404-000	(控除)經常補助金	101	(控除)經常補助金	39	(控除)經常補助金	
	9500-000	粗付加価値部門計	113	粗付加価値部門計	51	粗付加価値部門計	
	9700-000	府内生産額	114	府内生産額	52	府内生産額	